

## 「台風等被害広域復興支援ファンド(仮称)」設立に向けての検討開始について

令和元年の台風15号及び19号をはじめとした一連の豪雨・暴風により、関東・甲信越及び東北地方を中心に広い範囲で甚大な被害が発生し、お亡くなりになられた方々に対し衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に改めて心よりお見舞い申し上げます。

被災地では、河川の氾濫が広範囲に亘り、店舗や工場の建屋や生産機械等に甚大な被害を受け、また、工業団地をはじめとした、各地域における商工業の基盤が被災し、個別の地域にとどまらず、サプライチェーンにも影響が生じております。今後、被災された事業者の皆様における復旧・復興への動きが本格化していく中、金融面での支援が喫緊の課題となることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、今般、被災事業者の早期事業再開や、既往債務に関する問題を抱える中小企業等の事業再生への支援、更には、間接被害を受けた事業者への支援を目的として、「台風等被害広域復興支援ファンド(仮称)」の設立に向けた検討を開始しましたのでお知らせいたします。

具体的には、被災地域(※1)の地域金融機関と株式会社地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)が共同でファンドを設立・運営するとともに、公的金融機関含め、多くの金融機関にLP(有限責任組合員)として参加をいただく予定です。また、既存の再生・復興ファンド等との連携、必要に応じて各県単位での子ファンドの設立支援など機動的な対応を図ってまいります。

なお、広域の災害復興ファンドを複数の地域金融機関と共同でGP(無限責任組合員)として運営するのは当機構としても初めてのケースとなります。(別紙:12月6日時点での参加検討中の金融機関等)

当機構は、これまで熊本地震や西日本広域豪雨災害時にも、被災地域の地域金融機関等と連携してファンドを設立し、当機構が保有する事業再生支援等の様々な機能を活用して、被災事業者の事業再建をはじめ、被災地の復興を支援してまいりました。

今回の災害復興においても、政府の対策パッケージ(※2)も踏まえ、被災された事業者の皆様の事業の継続や再開、再建を支援するため、当機構の経験・ノウハウを最大限に活用し、ファンド組成はもとより復興支援に必要な専門家の派遣などを通じて、被災地域の地域金融機関等と連携した支援体制を組むこととしております。

以 上

※1 災害救助法の適用を受けた1都13県

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

※2 「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ（令和元年11月7日 令和元年台風19号非常災害対策本部会議決定）」の抜粋

(2) 生業の再建

○中小・小規模事業者の支援等

「今回の災害では、(略) また、既往債務の返済繰延べや債務カットに必要な事業再生計画策定支援や債権者調整などを実施するとともに、地域経済活性化支援機構（REVIC）等を活用し、既往債務に関する問題を抱える事業者等を支援する。さらに、被災地域での観光客の消費拡大に向けて、被災地域にある地域資源の魅力に関する情報発信等を行う。(略)」

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社地域経済活性化支援機構 <http://www.revic.co.jp/>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

地域活性化支援部：TEL 03-6266-0590

(別紙：令和元年12月6日時点での参加検討中の金融機関等)

1. ファンドの共同運営（GP参加）

金融機関
(株)東邦銀行、 (株)足利銀行(*)、 (株)常陽銀行(*)、 (株)八十二銀行

(\*) (株)めぶきフィナンシャルグループ

2. ファンドへの出資（LP参加）

都道府県等	金融機関：23行
宮城県	(株)七十七銀行、 (株)仙台銀行
福島県	(株)東邦銀行、 (株)福島銀行
茨城県	(株)常陽銀行、 (株)筑波銀行
栃木県	(株)足利銀行、 (株)栃木銀行
群馬県	(株)群馬銀行、 (株)東和銀行
埼玉県	(株)武蔵野銀行
東京都	(株)きらぼし銀行
神奈川県	(株)横浜銀行
新潟県	(株)第四銀行、 (株)北越銀行
山梨県	(株)山梨中央銀行
長野県	(株)八十二銀行、 (株)長野銀行
静岡県	(株)静岡銀行、 (株)清水銀行
その他	(株)日本政策投資銀行、 (株)ゆうちょ銀行 (株)商工組合中央金庫